

記 入 上 の 注 意

この支給認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ松前町役場（施設（事業者））を経由して提出する場合は、入所を申し込んだ施設）に提出して下さい。なお、その家庭から2人以上の子どもが同時に申請を行う場合は、それぞれの子どもごとに1枚の用紙を用いて下さい。

（表面）

- 1 「申請に係る小学校就学前子ども」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲み、「障がい者・療育手帳の有無」の欄は、申請子どもに係る障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）の有無について、該当するものを○で囲んで下さい。
- 2 「個人番号（マイナンバー）」の欄には、申請に係る小学校就学前子どもの個人番号を記入してください。
- 3 「保護者」の欄は、住所及び連絡先を記入してください。また、1月1日現在の住所地について、該当するものを○で囲み、松前町外の場合は（ ）内に市区町村名をご記入ください。
- 4 「認定者番号」「認定区分」「認定期間」の欄は、申請に係る小学校就学前子どもが既に施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定を受けている場合に、当該子どもに係る認定者番号、認定区分、認定期間を記入して下さい。
- 5 ①「世帯の状況」の欄は、申請に係る小学校就学前子ども本人以外で、保護者と生計を一にしている親族等全員について記入してください。（別居の両親及び兄弟姉妹を含む。）なお、別居している世帯員がいる場合は、「別居している世帯員の住所」欄に住所を記入してください。
「性別」及び「同居・別居の別」欄は該当するものを○で囲んで下さい。また、「個人番号（マイナンバー）」欄に各世帯員の個人番号を記入してください。
- 6 ひとり親世帯等に該当する世帯は、市町村民税所得割額の階層によって利用者負担額が軽減される場合があります。「生活保護の適用の有無」欄、「ひとり親世帯該当の有無」欄、「在宅障がい者（児）の有無」欄について、該当するものを○で囲んでください。なお、ひとり親世帯等の定義については以下のとおりです。該当する場合は、その旨を証明する書類の提出が必要です。

- (1) ひとり親世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に規定する配偶者のない者で、現に子どもを扶養しているものの世帯及びこれに準ずる世帯をいう。以下同じ。）
- (2) 次に掲げる在宅障がい児（者）のいる世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者
- (3) その他の世帯（保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等、特に困窮していると町長が認めた世帯をいう。以下同じ。）

（裏面）

- 7 ②「利用を希望する期間」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設（事業者）の利用を希望する期間を記入して下さい。（「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合は、保育の実施が必要な理由に該当すると見込まれる期間のうち、年度末までの範囲内で記入して下さい。）
 - 8 幼稚園等の利用を希望する場合は「1号」の欄に内定を受けている施設名を記入してください。
保育所等の利用を希望する場合は「2号3号」の欄に希望する順位に従い施設（事業者）名を記入し、また、その施設（事業者）を希望する理由（例えば、既に兄弟が利用しているため、延長保育（預かり保育）を実施しているため、自宅から距離が近い等）を記入して下さい。
- ※裏面の③「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、表面の「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合に記入して下さい。（「無」を○で囲んだ場合は記入の必要はありません。）
- 9 保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

保育の認定基準

保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも（両親と別居している場合には子どもの面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合です。

- (1) 就労（家庭外労働）保護者が家庭の外で仕事をするため、子どもの保育ができない場合
（家庭内労働）保護者が家庭で日常の家事以外の仕事をするため、子どもの保育ができない場合
- (2) 妊娠・出産 保護者が出産の前後のため、子どもの保育ができない場合
- (3) 疾病・障がい 保護者が病気、負傷、心身に障がいがあるため、子どもの保育ができない場合
- (4) 介護等 子どもの家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障がいのある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつも同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあっているため、子どもの保育ができない場合
- (5) 災害復旧 火災や、風水害、地震などの不幸があり、家庭を失ったり、破損したため、復旧の間、子どもの保育ができない場合
- (6) 求職活動 子どもの親が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、子どもの保育ができない場合
- (7) 就学 子どもの親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、子どもの保育ができない場合

- 10 ③「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、表面の①「世帯の状況」の欄に記入した子どもの世帯員のうち、両親及び両親以外の同居している親族等ごとに、子どもを保育できない理由を9の表(1)～(7)に掲げるいずれの場合に該当するかを判断して、該当する全ての□にチェック（☑）して下さい。なお、(1)～(7)の場合以外で子どもを保育できない理由がある場合（就学や親のいない家庭など）は「その他」にチェック（☑）し、内容を（ ）内に記入して下さい。また、「続柄」の欄について、同一の「続柄」に属するものが複数いる場合には、備考欄に氏名を記入して下さい。

- 11 ④「税情報等の提供に当たっての署名欄」は、署名欄の記載の内容を確認のうえ、署名・捺印して下さい。

（留意事項）

- 12 支給認定（保育の必要性の認定）及び施設（事業者）への入所については、
 - ・ 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
 - ・ 希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
 - ・ 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合がありますから、あらかじめご承知下さい。